

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	全教職員に校内グループウェア(サイボウズ)により周知している。	引き続き実施	-
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	いじめ対策委員会を定期的に開催し、いじめ案件に対応したり、情報共有を行ったりした。	引き続き実施	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	スクールソーシャルワーカーや外部講師による講演、録画配信による研修を実施した。	引き続き実施	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	ホームページにいじめ防止等基本計画を掲載し周知を行うとともに、いじめに関する理解チェックを全教職員に対して行った際に資料として周知した。	引き続き実施	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	ホームページにいじめ防止等基本計画を掲載し周知を行うとともに、いじめに関する理解チェックを全教職員に対して行った際に資料として周知した。	引き続き実施	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	ホームページにいじめ防止等基本計画を掲載し周知を行うとともに、いじめに関する理解チェックを全教職員に対して行った際に資料として周知した。	引き続き実施	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	ホームページにいじめ防止等基本計画を掲載し周知を行うとともに、いじめに関する理解チェックを全教職員に対して行った際に資料として周知した。	引き続き実施	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	校内グループウェア(サイボウズ)による情報共有を頻繁に行っている。	引き続き実施	-
9	令和6年度取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和6年度取組を検証し、令和7年度の実施計画に反映した。	年度末に点検を実施し、必要があれば改正する。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	上半期2回、下半期2回の計4回の全学年対象のアンケートを実施し、必要に応じて教職員間で共有した。	引き続き実施	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	スクールカウンセラーをいじめ防止対策室の構成員としており、香川高等専門学校いじめ防止等基本計画において、その役割を明確にしている。守秘義務に反しない範囲で、いじめ防止に必要な情報を関係教職員間で共有している。	引き続き実施	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめに関する研修として、いじめ防止講話を全学年を対象に実施した。また、自殺予防講演会も実施した。	令和6年度から専攻科生を含む全学生を対象に、いじめ防止講話を実施している。また、令和6年度から本科1年生を対象に、クラス毎に、いじめ防止ミーティングを実施している。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	ホームページにいじめ防止等基本計画を掲載し周知を行っている。また、リーフレット配付や教室掲示等により周知している。	いじめ防止講話においても、いじめに対する理解を深めている。令和7年度、いじめに関する学生相談室だよりを各教室に掲示した。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	学生会が主体となり、いじめに対する啓発活動を行った。	引き続き実施	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページにいじめ防止等基本計画を掲載し周知を行っている。	引き続き実施	-
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	認知されたすべてのいじめに対してではないが、「いじめ防止対策室」で対処が必要と判断した案件について、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えている。	引き続き実施	-
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	昨年度から外部評価委員会を隔年開催としたため、令和6年度は内容説明を実施できていないが、連携・協力体制を築いている。	外部の有識者が出席する令和7年度外部評価委員会において、学生支援体制の説明に加えていじめ防止等基本計画や取組の内容を説明し、意見を聞くなどし、連携・協力体制を築いている。令和8年度以降、四国地区高専による相互評価の実施を検討する予定である。	令和8年2月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	県警との協定があり、また所轄警察署との連携は幅広く取れている。	引き続き実施	-